

## 町内会・自治会運営に向けた支援策等について

### 1 概要

全国的に、少子高齢化や働き手の定年延長など、社会情勢の変化の影響を受け、町内会・自治会（以下、「町内会等」という）における諸課題は多様化・複雑化しています。

そのような中、令和5年7月から8月にかけて実施した町内会長等へのアンケート調査結果を踏まえ、令和6年度から、持続可能な町内会等の運営に向けた支援策や依頼業務の見直しについて取り組んでまいります。

### 2 専門相談・アドバイザー派遣の実施 【新規】（市民協働部市民活動推進課）

町内会等の運営において、法律関係・会計関係に関する専門的な相談に加え、様々な課題に対して相談できる機会の提供を求める声があったことから、弁護士等による専門相談や、外部有識者から助言を受ける機会を創出します。

#### （1）法律相談

法的な課題について、専門家（弁護士）へ相談する相談会を開催します。

開催月：6月、7月、8月、9月、11月、1月の各月第3木曜日（原則） ※事前申込制

#### （2）会計相談

会計的な課題について、専門家（税理士）へ相談できる相談会を開催します。

開催月：6月、7月、8月、9月、12月、2月の各月第4木曜日（原則） ※事前申込制

#### （3）町内会・自治会アドバイザー派遣

町内会でのお困りごとの解決に向け、助言を行うアドバイザーを派遣します。

※事前申込制

### 3 水路等の維持管理に関する基準の制定 【新規】（建設部治水対策課）

水路等の維持管理に関する基準を新しく制定します。

### 4 市道等の維持管理に関する基準の制定 【新規】（建設部道路保全課）

市道等の維持管理に関する基準を新しく制定します。

### 5 公園維持管理業務委託契約の見直し 【見直し】（建設部公園緑地課ほか）

本市が町内会等と契約する公園維持管理業務委託について、内容を見直します。